

平成 1 7 年度

事業計画書

 社団法人 日本防犯設備協会

## 平成17年度 事業計画

警察庁の発表によれば、平成16年の刑法犯認知件数は、256万件と前年比8.1%減少となり、2年連続して減少傾向になっています。これは官民による各種の犯罪抑止活動の成果の現れと言えるでしょう。

平成16年の警察白書では、『街頭犯罪・侵入犯罪を抑止するための総合対策』にて、防犯設備関連業界との連携の項目に、『防犯設備士との協力体制』が、強く謳われており、警察関係者の当協会の活動に高い期待が伺えます。これは刑法犯認知件数が減少したものの、犯罪手口の多様化、広域化、凶悪化から多くの国民が『安全で安心して暮らせる社会』の実現を強く望んでいる背景が考えられます。

当協会では、これらの高い期待に応える為、昨年6月の通常総会にて決意した『協会中期計画』の策定を行い、平成17年度から3年間の協会活動方針を明確にしています。この主な内容は、『防犯設備等の調査・研究・普及活動を通じて、地域防犯活動へ貢献』と『防犯設備士制度の資格・制度の拡充』です。平成17年度の事業計画書は、中期計画と連動した内容となっています。

防犯設備士の登録者数が、平成16年10月に1万人を超え、また総合防犯+設備士は、12月に累計112名誕生しています。これらの資格者の活躍により、一般国民に安全・安心のサービス向上が出来るよう、地域における活動の環境づくりを行います。また増加している防犯設備士および総合防犯設備士の資格取得希望者全員が受講出来るように、養成講習、認定試験体制の拡大を図ります。BSSマーク制度が東京都にて採用されましたが、今後は全国的に普及すべく関係機関と連携をとり、マニュアル等を作成し普及活動を進めます。

もう一つの主力事業である、調査・研究活動は、その成果の普及活動を積極的に行い、防犯意識高揚の底辺を広げてまいります。また地域の防犯関係者と積極的な交流を図ります。

当協会は、会員各位のご尽力による活発な活動で支えられています。関係機関との連携を強化し、主力事業の防犯設備士制度の基盤を確立させるため、部会相互間の横断的な交流、部会総会、幹部会の実施等により、委員会活動の強化を進めてまいります。

## 1 . 会議の開催

### ( 1 ) 総会

通常総会は平成 1 7 年 6 月、および次年度事業計画と収支予算の審議を平成 1 8 年 3 月に開催する。

但し、緊急の案件が生じたときは、臨時総会を開催する。

### ( 2 ) 理事会

平成 1 7 年 6 月、および次年度事業計画と収支予算の審議を平成 1 8 年 3 月に開催する。

但し、緊急の案件が生じたときは、必要に応じ開催する。

### ( 3 ) 運営幹事会

原則として 2 ヶ月に 1 回開催する。

但し、緊急の案件が生じた時は、必要に応じ開催する。

### ( 4 ) 専門委員会

各委員会は、その活動計画に基づき、必要に応じ随時おこなう。

## 2 . 協会組織及び体制

### ( 1 ) 部会組織

広報、業務、技術、制度事業の 4 部会・ 1 8 委員会体制を継続する。

### ( 2 ) 協会事務局体制

平成 1 6 年度と同じ体制を継続する。但し、地域協会の設立促進のために、事務局職員の地域担当制を実施する。

## 3 . 調査研究事業

### 3 - 1 業務部会

業務部会総会は平成 1 6 年度同様に技術部会と合同で平成 1 7 年 5 月に開催する。また業務部会幹部会を開催し、部会内の連携強化と懇親を深め、委員会活動の活発化を図る。

## ( 1 ) 国内統計調査

国内における防犯設備市場唯一の統計資料「防犯設備機器に関する統計調査」報告書を、昭和61年以来毎年継続的に発行してきた。平成16年度と同様、企業の次年度事業計画検討の時期を考慮して、11月の発刊目標とする。また調査内容の売上高にカウントする製品単位が、設備機器単位から、システム製品で管理する企業が増加しており、集計方法を検討する。さらに海外情報について、調査方法、発刊方法等の検討を加える。

## ( 2 ) 防犯設備機器・システムの調査研究と普及活動

### 共用施設に於ける防犯システムのモデル提案

共用施設(公共施設、集合住宅等)の防犯基準に関する調査研究を行い、防犯システムモデルを作成する。

### 出入管理機器の調査研究

バイオメトリクスは昨今市場を賑やかしているが、その最新情報の収集分析と出入管理システムへの適応性等の調査研究を行う。またバイオメトリクス機器の使用現場を視察し、あるべき出入管理システムを模索する。

### 防犯映像システムの評価と調査研究

昨今のデジタル技術の急速な進歩で録画装置は、アナログ方式のタイムプラスVTRからデジタル方式のハードディスクレコーダに移行しつつある。しかし、その操作については複雑(特に記録画像の取り出しについて)であり調査研究を行う。

防犯カメラの設置は、目的・場所・角度・台数、等いろいろな観点から検討する必要がある。特に駐車場については有効的な設置マニュアルの作成を目指して調査研究を行う。

### 明るい防犯照明の更なる普及

当協会が推奨している防犯照明の照度にクラスA(水平面照度5ルクス、鉛直面照度1ルクス)とクラスB(水平面照度3ルクス、鉛直面照度0.5ルクス)がある。この照度は、条例等の中で照度基準として採用されており、技術部会と共同でSES化を急ぐ。

各電力会社へ提出するインバータ防犯灯の特認申請内容を調査し、各社共通に申請業務が進むようマニュアル化を目指す。

### セキュリティガイドの広報による防犯意識の高揚と防犯設備の普及

ホームセキュリティガイド(平成13年7月発行)を改訂発行するとともに平成16年度改訂した防犯照明ガイド、および既にあるセキュリティガイドの広報に努める。

明るいまちづくり／防犯照明ガイド／ホームセキュリティガイド／  
ストアセキュリティガイド／オフィスセキュリティガイド／スクー  
ルセキュリティガイド／インターネット利用ガイド／住まいの防犯  
ガイド（全8種類）

### （3）自動車・オートバイ盗難手口の調査活動

（社）日本損害保険協会、（社）日本自動車工業会と連携して、東京・大阪・  
他で自動車やオートバイの盗難現車調査とその手口分析をおこない、盗難  
防止に向けて対策を検討する。また、自動車盗難等の防止に関する官民合  
同プロジェクト（警察庁主催、警視庁主催、大阪府警主催）に積極的に参  
画し、自動車盗難減少に向けての活動を行う。

### （4）情報セキュリティに関する調査研究

情報セキュリティ委員会が発足当時の期待及び使命は、それに応えるべ  
き研究活動をほぼ完了した。協会を取巻く環境が大きく変わって、関係省  
庁等の体制が整備され、さらに、セキュリティIT関連技術に特化された  
技術的に高い関連協会や団体が多く結成され、セキュリティIT実務を専  
門的に活動している。当協会が防犯設備機器の協会であることを念頭に入  
れて、情報ネットワーク上のセキュリティ対策から離れて、防犯設備機器  
に保管されている製品情報及び、稼動によって得られ保護すべき個人情報  
のセキュリティ対策について、関連機器委員会の活動の中で検討する。

\* 関連機器委員会に対し、4月～6月に個人情報等について説明会を実  
施する予定。

## 3 - 2 技術部会

### （1）会議の開催

会議は、総会、幹部会、各委員会及び分科会から構成される。

#### 技術部会総会

平成17年5月に開催を予定、各委員会から、平成16年度活動成果と  
平成17年度の活動計画を発表する。総会は業務部会と合同会議とする。

#### 幹部会

各委員会審議事項の決裁や委員会相互の連絡調整をおこなう会議として、  
原則として年4回の開催を計画する。第1回は技術部会総会に先立って同  
日行う。

## 各委員会・分科会

原則として2ヶ月に1回開催するが、必要に応じて随時委員会で自主的に設定し開催する。

専門委員会の構成は以下の通り。

1. 信頼性委員会
2. 技術基準委員会（以下の3分科会を置く）
  - 2-1 警報システム分科会
  - 2-2 映像監視分科会
  - 2-3 出入管理分科会
3. 施工基準委員会
4. 規格調査委員会
5. 国際規格委員会

### (2) 信頼性向上のための調査研究（信頼性委員会）

警報発生状況の実態調査（昭和61年からの継続事業）

平成17年度も、機械警備業会員の協力のもと、警報発生状況の実態調査を行う。特に平成15年度に実施した結果を基に調査方法も再検討し、警報の大部分を占める誤報内容と発生状況について調査分析を行う。

誤報五類（原因不明）の実態追跡調査

平成15年度迄に調査した警報発生状況の実態調査で、常に誤報三類と共に警報発生件数の20%～40%程度を占めている誤報五類（原因不明）について、平成16年度行った実態調査について、ヒヤリング等で調査した分析および提案検討を行う。（分析まとめ時期：平成17年4月～9月）

### (3) 技術基準策定の推進（技術基準委員会）

検知器等の警報装置、出入管理装置、防犯カメラシステム（映像監視装置を含む）などに関する協会の技術標準（SES E）の制定を行う。

本年度も継続して技術標準（SES E）の制定に取り組む。

特にネットワークの普及に伴い、自動通報装置、ネットワークカメラ関連機器等の規格化を推進する。

- \*非接触カードリーダ規格、\*ネットワークカメラ規格、
- \*テレビドアホン規格、\*自動通報機規格 他4件

防犯環境の変化に伴い関係機関からの防犯設備の規格・基準に関する協力要請があった場合には、柔軟に且つ積極的に対応協力を行う。

制定後3年以上経過した技術標準の見直し、改訂を順次行う。

( 4 ) 施工基準の策定推進 ( 施工基準委員会 )

平成 17 年度は、16 年度に行った [ 基準の解説書 : 防犯設備の施工要領 Ver - 2 ] の改定に対して、更に補充作業を行う。作成にあたっては、特に、次の 3 点に留意し作業を進める。

- a . 記載内容の修正・充実
- b . 基準マニュアル及び防犯診断採点表等の追加
- c . BSS マーク制定委員会との整合性

施工基準 ( SES E ) 3 件の新規・制定

施工基準 ( SES E ) 21 件の改定実施

( 5 ) 協会技術標準の整備・普及と支援活動 ( 規格調査委員会 )

技術標準 ( SES E 共通基準 9901 ~ 9908 ) の見直し、改訂作業を行う。業務部会から提案される防犯照明基準の技術標準化のために、『防犯照明基準特別分科会』を設置し推進する。

各委員会から提案される技術標準制定のための C 審議等を継続し行う。

( 6 ) 国際規格に関する活動 ( 国際規格委員会 )

IEC / TC79 ( 国際電気標準会議・アラームシステム ) 及び IEC / TC106 ( 電波安全 ) の国際会議、国内委員会へ継続して参加する。

技術標準 ( SES E ) 特に最近制定された 3 件程度の翻訳作業・審議を行い、英訳版発行を行う。

米国 SIA ( アメリカの防犯規格制定団体 ) や中国公安部、CENELEC 等との情報交流を通じて国際規格の動向を把握し、会員会社に提供する。

関連委員会と協力して、国際規格 ( ISO、IEC ) のガイドラインの普及活動を行う。

## 4 . 制度事業

( 1 ) 防犯設備士養成講習及び資格認定試験

平成 17 年度の養成講習および資格認定試験は、次の実施計画とする。

資格認定試験受験申込みの継続増加に対応し、会場収容人員の拡大、新講習方式導入により、多くの受講・受験希望者に機会が与えられるよう配慮した計画とする。また防犯設備士数の地域アンバランスを解消するために、平成 17 年度より東京、大阪、名古屋に加えて、交通の要所にて開催する。

## 防犯設備士の知識内容を充実

平成16年度の第46回養成講習・資格認定試験から、知識内容の充実のため、新たに『錠前、防犯ガラス等の基礎知識』の科目を加えているが、現在の有資格者については、追加講習の実施（平成17年度から3年間に実施）を検討する。第1回目として4月に大阪にて実施する。

### 平成17年度防犯設備士養成講習・認定試験計画

回数	実施月	開催地
第50回	平成17年 7月	東京・大阪
第51回	平成17年 9月	東京・札幌
第52回	平成17年11月	東京・大阪・名古屋・高崎
第53回	平成18年 3月	東京・大阪・金沢

養成講習・認定試験の体制を確立するために、課題別にワーキンググループにて継続検討する。試験問題抽出合理化は50回から実施、テキスト内容の改訂は17年度中に完成をめざす。また、事前勉強を望む多くの受験者の声に応えるべく、販売できる参考書の発行について検討する。

## (2) 総合防犯設備士資格認定試験

平成17年度の資格認定試験は、次の実施計画とする。東京、大阪の2会場で実施する。

	実施月	開催地
第1次試験	平成17年10月	東京・大阪
第2次試験	平成17年12月	東京・大阪

## (3) 総合防犯設備士受験セミナー

総合防犯設備士資格認定試験の受験希望者、及び防犯設備士を対象とし受験セミナーを平成17年7月に東京・大阪の2会場で実施する。

## (4) 防犯設備士通信の発行

全国の防犯設備士（約10,000名）との連携を深め、その活動を支援



するため、新技術・セキュリティ情報等を掲載した『防犯設備士通信』を継続して発行する。

#### (5) 地域の協会設立の促進

防犯設備士と各警察署生活安全部門との連携が強く要望されており、地域の協会を広く全国に立上げる必要がある。地域の協会設立促進とその後の仕組みづくりを順次おこなう。また現在設立されている17地域組織との連携強化を深める。この設立促進は、事務局職員が地域担当を兼任しながら進める。

また地域の協会とは、業務提携を結び、相互支援の体制づくりを行う。

#### (6) BSSマーク制度の取り組み

優良な防犯システムの普及を図るため、基準を満たした建物及び防犯システムに、認定証を交付する『優良防犯システム制度』を各自治体の共同住宅および他の施設の認定制度に採用されるべく「BSSマーク制度委員会」で駐車場、店舗等の評価基準を完成させる。また、その実施を各自治体に働き掛ける。この制度を広く浸透させるために、ホームページにて評価基準内容を公表する。

## 5. 広報活動他

#### (1) 会報の発行

会員及び警察庁、各県警察本部関係者への情報誌として、協会の活動報告、各委員会活動紹介、会員動静、最近のセキュリティ事情、犯罪動向などを編集・発行する。平成17年度から、地域協会の活動内容、防犯設備士の活動内容を掲載する。また配布先として、各県庁の関係先と地域の防犯設備(士)協会にも配布する。

#### (2) 特別セミナーの開催

第5回特別セミナーを平成17年9月に開催する。

#### (3) ホームページの活用

協会活動の内容・成果、防犯設備士養成講習、認定試験実施計画、及び協会の経営状況などをホームページ上で積極的に情報発信する。

会員コーナーを設け、会員に向け業界情報の提供と防犯相談コーナーを設け、一般国民が気軽に防犯相談できる内容とする。

(4) イベント等への参加

協会に協賛を要請されるセキュリティショー等については、協会PRチャンスとしてとらえ、積極的に参画する。

また協会自身として、関連ある団体のイベント等については、後援、協賛を積極的に行う。

(5) 関係業界団体との連携

当協会と活動目的を同一にする関係業界団体と連携を深め、協会活動の全般についての有効な展開を図る。

(6) 会員相互の親睦

会員相互の親睦を図るため、下記の懇親会を開催する。

平成17年 6月 総会後の懇親会

平成18年 1月 新年賀詞交歓会

(7) 会員の拡大

協会の事業活動を更に活発化させるため、会員の拡大を図る。

## 6. その他

平成18年度は、協会創立20周年を迎える。この記念行事を効率的に、また効果的に実施するために、『創立20周年記念行事準備特別委員会』を平成17年4月に設置し、活動を開始する。

以上